

こどもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約 新旧対照表

こどもエコすまい支援事業補助金の以下規約につきまして 2023 年 4 月 7 日付で改正します。

- ・ こどもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約（新築用）【様式 3】
- ・ こどもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約（リフォーム用）【様式 4】

改正内容は以下の通りです。

（黄網部分が改正箇所）

改正後（2023 年 4 月 7 日付）	現行
<p>第 5 条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）</p> <p>甲及び乙は、以下の（イ）～（ニ）に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。</p> <p>（イ） 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合</p> <p>（ロ） 本規約第 2 条において虚偽の申告をした場合</p> <p>（ハ） 本規約第 3 条について不正若しくは怠慢を行った場合</p> <p>（ニ） その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合</p> <p>2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。</p>	<p>第 5 条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）</p> <p>甲及び乙は、以下の（イ）～（ニ）に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等の負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。</p> <p>（イ） 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合</p> <p>（ロ） 本規約第 2 条において虚偽の申告をした場合</p> <p>（ハ） 本規約第 3 条について不正若しくは怠慢を行った場合</p> <p>（ニ） その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合</p> <p>2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。</p>